市川市下水道事業における
ウォーターPPP導入に関する
マーケットサウンディング調査　説明会

令和8年10月27日

目次

1. 市川市下水道事業の概要
2. ウォーターPPPとは
3. 市川市下水道事業の現状と課題
4. 処理区ごとに想定されるスキーム（案）
5. 本市が想定しているウォーターPPPのスキーム（案）
6. マーケットサウンディング調査
7. 今後のスケジュール

本資料の内容は検討段階のものであり、今後の検討により内容が変更される可能性があります。

1. 市川市下水道事業の概要

1. 市川市下水道事業の概要

(1)下水道事業の沿革

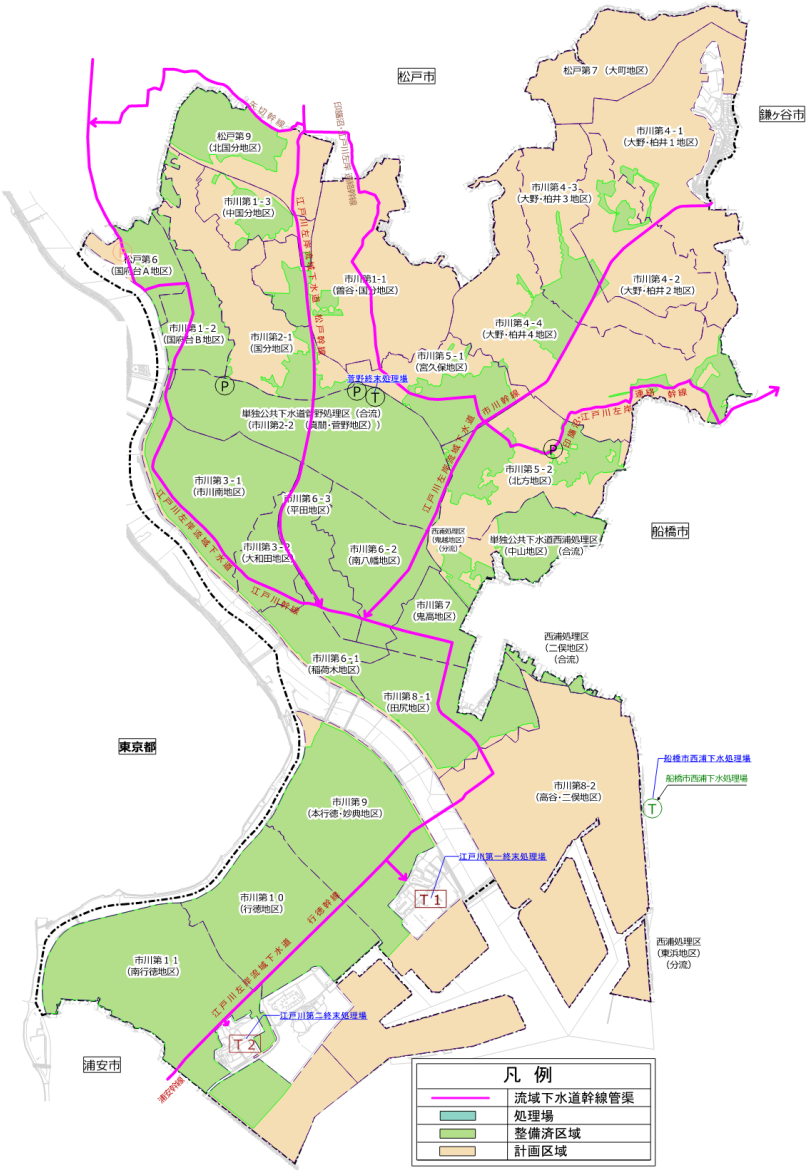
-昭和36年　菅野処理区(合流)の整備に着手

-昭和47年　菅野終末処理場の供用開始
江戸川左岸処理区(流域関連、分流)
の整備に着手

-平成9年　西浦処理区の整備に着手
(船橋市へと流入、合流・一部分流)

(令和7年度末実績)

・下水道処理人口普及率　81.2%
・下水道整備面積　汚水　2,610ha
雨水　573ha
・管路施設　約644km
・マンホールポンプ　16箇所
・ポンプ場　12箇所
・処理場　1箇所



1. 市川市下水道事業の概要

(2)処理区別の概況

●整備状況

処理区		菅野	江戸川左岸	西浦
供用開始 (経過年数)		昭和47年4月 (54年)	昭和56年4月 (45年)	平成13年4月 (25年)
排除区分		合流	分流	合流 (一部分流)
事業計画 面積	汚水	282ha	2,643ha	126ha
	雨水	282ha	1,393ha	122ha
整備面積	汚水	282ha	2,223ha	104ha
	雨水	282ha	187ha	104ha
行政人口		500,204人		
処理区域内人口		38,000人	355,600人	12,600人
接続人口		38,000人	317,300人	10,100人
下水道処理人口 普及率		81.2%		
接続率 (水洗化率)		90.0%		

●資産状況

処理区		菅野	江戸川左岸	西浦
供用開始 (経過年数)		昭和47年4月 (54年)	昭和56年4月 (45年)	平成13年4月 (25年)
管路施設	合流	66.4km	–	25.4km
	汚水	–	528.7km	–
	雨水	–	23.5km	–
マンホール ポンプ	汚水	–	11箇所	–
	雨水	5箇所	–	–
ポンプ場	合流	2箇所	–	–
	汚水	–	–	–
	雨水	–	11箇所	–
処理場	合流	1箇所	–	–

令和7年度末実績

2. ウォーターPPPとは

2. ウォーターPPPとは

(1)PPPとは

- PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式があります。

＜各PPP/PFI手法における一般的な官民の役割分担のイメージ＞

PPP/PFI手法		定義	一般的な事業期間	保守点検・運転管理	薬品等調達	補修・修繕	設計・建設・改築	資金調達	料金収受	計画策定	政策決定・合意形成	公権力行使
包括的民間委託	処理場・ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約であることを基本とする方式。	3～5年	レベル1 / レベル2 / レベル3	民間				公共			
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3～5年	民間								
指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者に委託する方式。	3～5年	民間					公共			
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。	20年	民間				公共				
PFI(従来型)		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI(コンセッション方式)を除くもの。	20年	民間					公共			
PFI(コンセッション方式)		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	20年	民間						公共		

※民間の事業範囲となる部分については、性能発注を基本とする。

＜処理場・ポンプ場の包括的民間委託におけるレベル＞

レベル１：運転管理の性能発注　**レベル２**：運転管理とユーティリティー管理を併せた性能発注　**レベル３**：レベル２に加え、補修と併せた性能発注

出典:国土交通省HP

2. ウォーターPPPとは

（2）国の動向

- 第19回民間資金等活用事業推進会議（令和５年６月２日）において決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和５年改定版）」で新たな官民連携方式としてウォーターPPPの活用が位置付けられました。
- 水道、下水道、工業用水道分野について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（令和4～13年度）において、公共施設等運営事業（コンセッション）に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）と公共施設等運営事業（コンセッション）をあわせて「ウォーターPPP」として導入拡大が図られています。
- 下水道分野では、令和9年度以降、汚水管の改築に関わる国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件化されています。

2. ウォーターPPPとは

(3)ウォーターPPPの概要

➢ 従来の民間委託(レベル1～3)とコンセッション方式(レベル4)の中間の位置づけ

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]

- 長期契約(10～20年)
- 性能発注
- 維持管理
- 修繕
- 更新工事
- 運営権(抵当権設定)
- 利用料金直接収受

上・工・下一体:1件(宮城県R4)
下水道:3件
(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式[レベル3．5] 新設

- 長期契約(原則10年) *1
- 性能発注*2
- 維持管理
- 修繕
- 【更新実施型の場合】更新工事
- 【更新支援型の場合】更新計画案やｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ(CM)

*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。
管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による民間委託[レベル1～3]

- 短期契約(3～5年程度)
- 仕様発注・性能発注
- 維持管理
- 修繕

水道:1,400施設
下水道:552施設
工業用水道:19件

出典:ウォーターPPPの概要(内閣府HP)

2. ウォーターPPPとは

(4)ウォーターPPPの要件

➢ ウォーターPPPの4要件が規定されています。

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（CM）により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア*1の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減（プロフィット）
①	2縮減		2
②		2縮減	2

プロフィットシェア

官	民
1	1
1	1

*1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

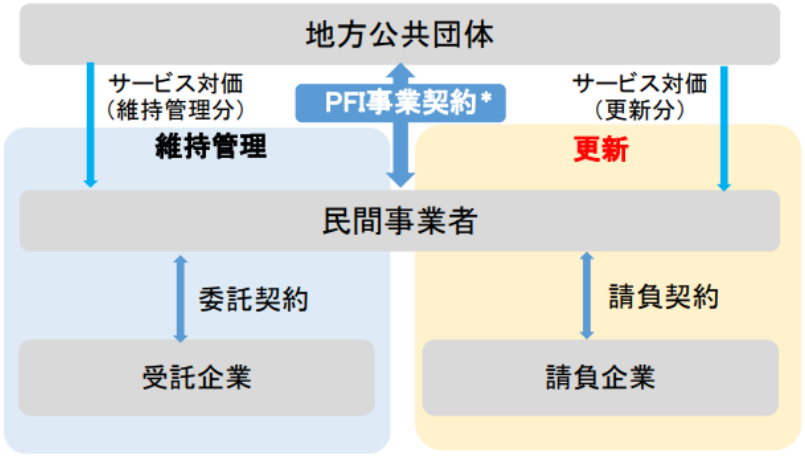
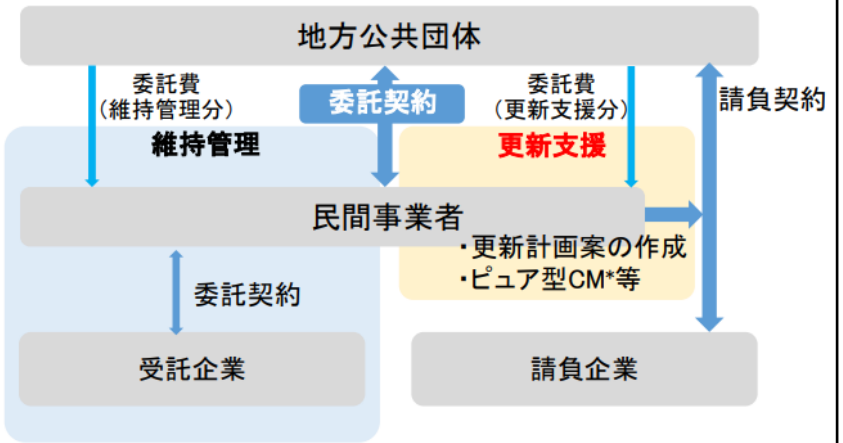
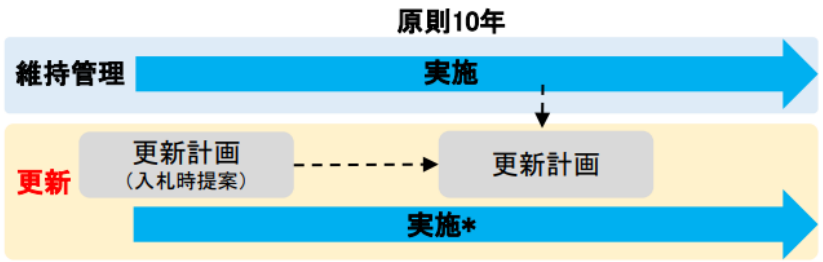
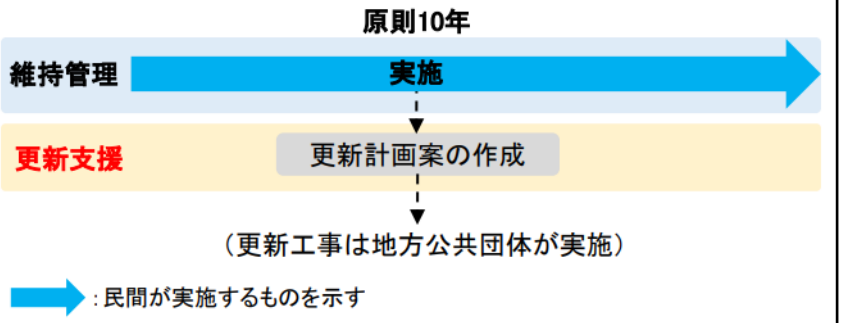
*2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（R2.6　日本下水道協会）によれば、ユーティリティ費（使用量）や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

出典：ウォーターPPPの概要（内閣府HP）

2. ウォーターPPPとは

(5)ウォーターPPPの類型

- 維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	 ＊PFI事業契約を原則とする	 *「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照
事業フロー(例)	 *処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。	

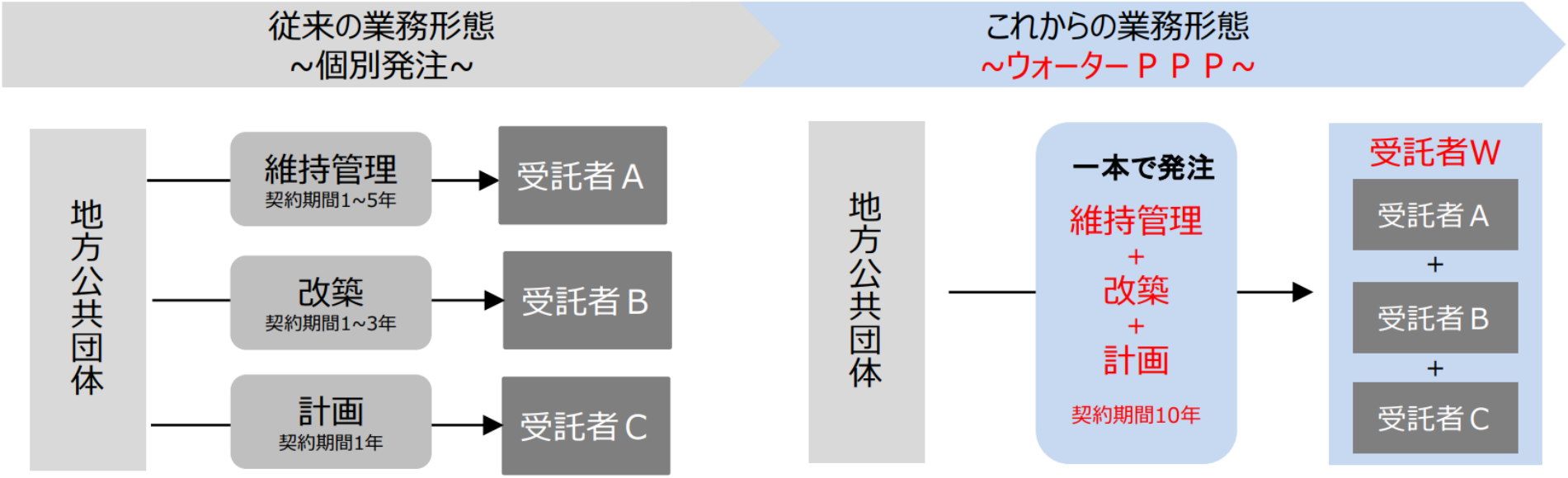
出典:ウォーターPPPの概要(内閣府HP)

2. ウォーターPPPとは

(6)ウォーターPPPにより期待される効果

- 従来は個別に発注されていた各業務を一括でかつ複数年で発注するとともに、性能発注によって民間企業の裁量範囲を拡大することにより次のような効果が期待されます。

市川市	民間企業
○長期契約やパッケージ化による スケールメリット	○長期契約による業務量及び雇用の安定化
○民間ノウハウの活用による業務の効率化	○性能発注による民間の創意工夫と効率的な 業務実施によるコスト縮減
○発注業務負担軽減	○契約手続きの負担軽減
○維持管理情報を反映した計画的・効率的な 修繕・工事	○長期大口契約による経費の縮減



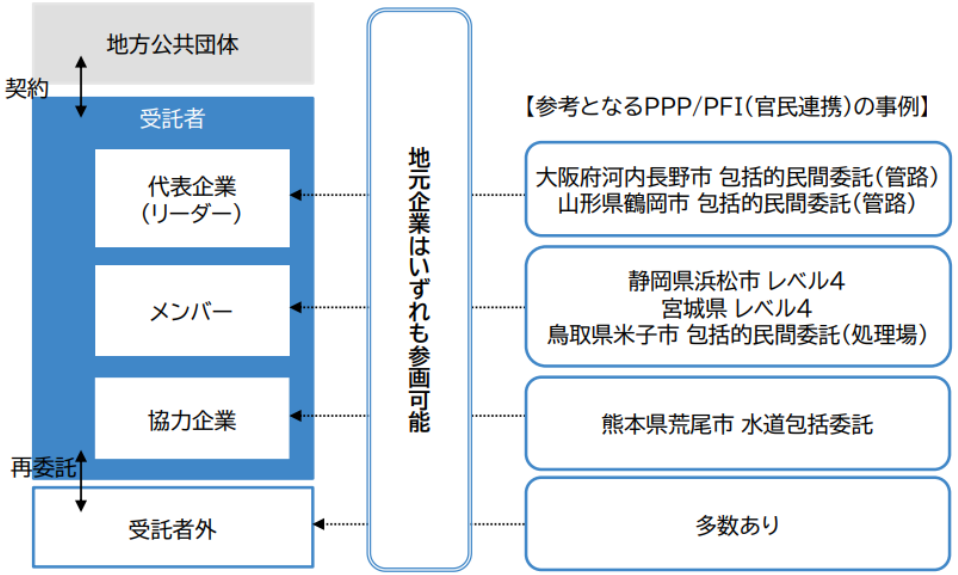
出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版(国土交通省)

2. ウォーターPPPとは

(7)ウォーターPPPの受託体制

- ウォーターPPPの受託体制としては、**単独(1社)、JV(複数社)、SPC(複数社)**といった体制が考えられます。
- **地元企業**はいずれの体制でも参画が想定されます。また、JVやSPCの構成員とはならずにJVやSPCから再委託を受けるかたちで業務に携わる場合も想定されます。

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の新会社の設立
類型	地方公共団体(管理者) ↕ 受託者	地方公共団体(管理者) ↓ JV 維持管理担当 ↔ 工事関係担当	地方公共団体(管理者) ↕ 受託者 出資 維持管理 / 工事関係
効果・メリット	ー	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある



出典:下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(国土交通省)

※JV(共同企業体) :企業が単独で受注及び事業を行うのではなく、複数の企業がひとつの業務を受注及び事業を行うことを目的として形成する事業組織体のこと。

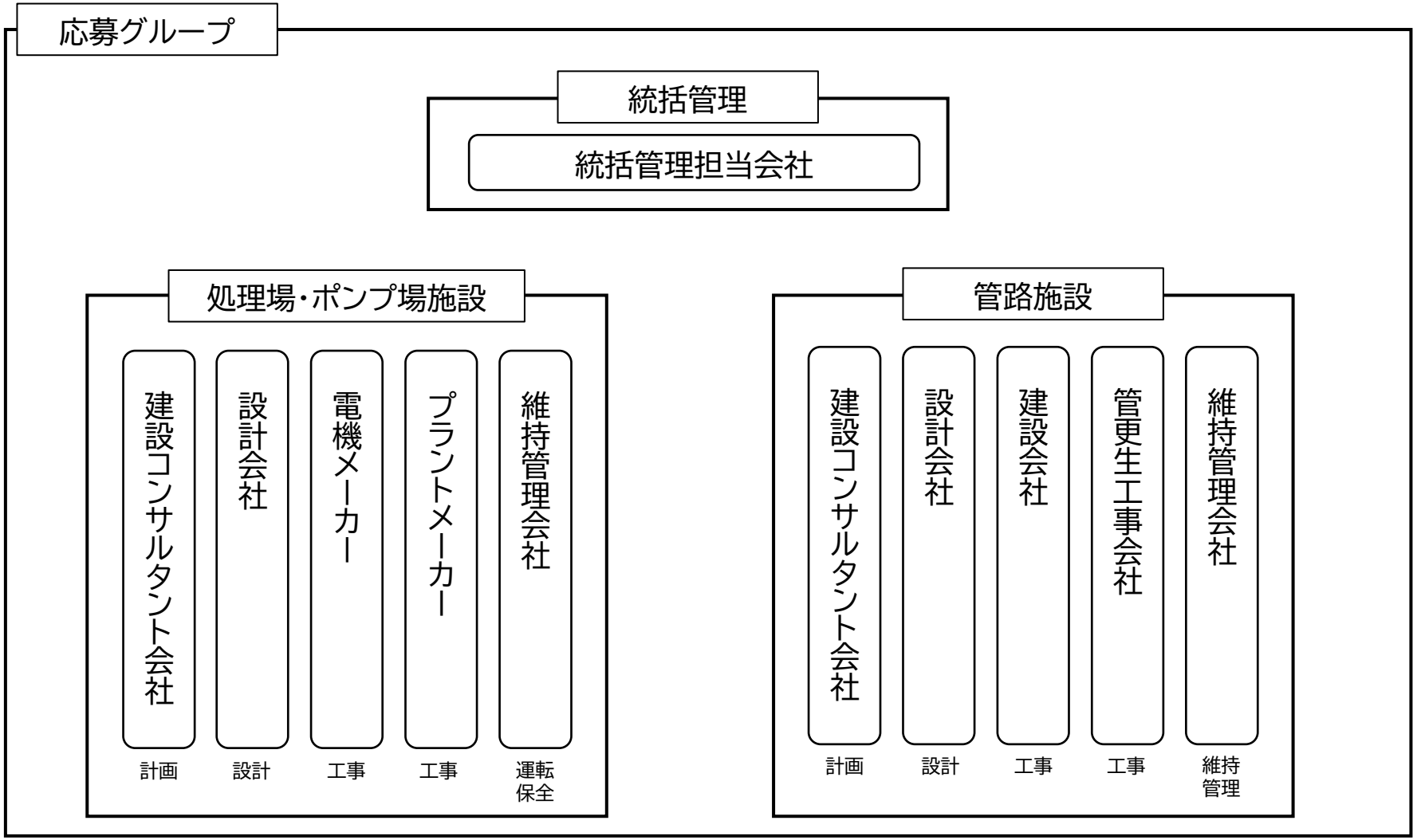
※SPC(特別目的会社):ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFIでは提案グループが新会社を設立して建設・運営・管理にあたることが多い。

2. ウォーターPPPとは

（8）業務体制のイメージ

あくまで一例です。この限りではありません。

①更新実施型の場合

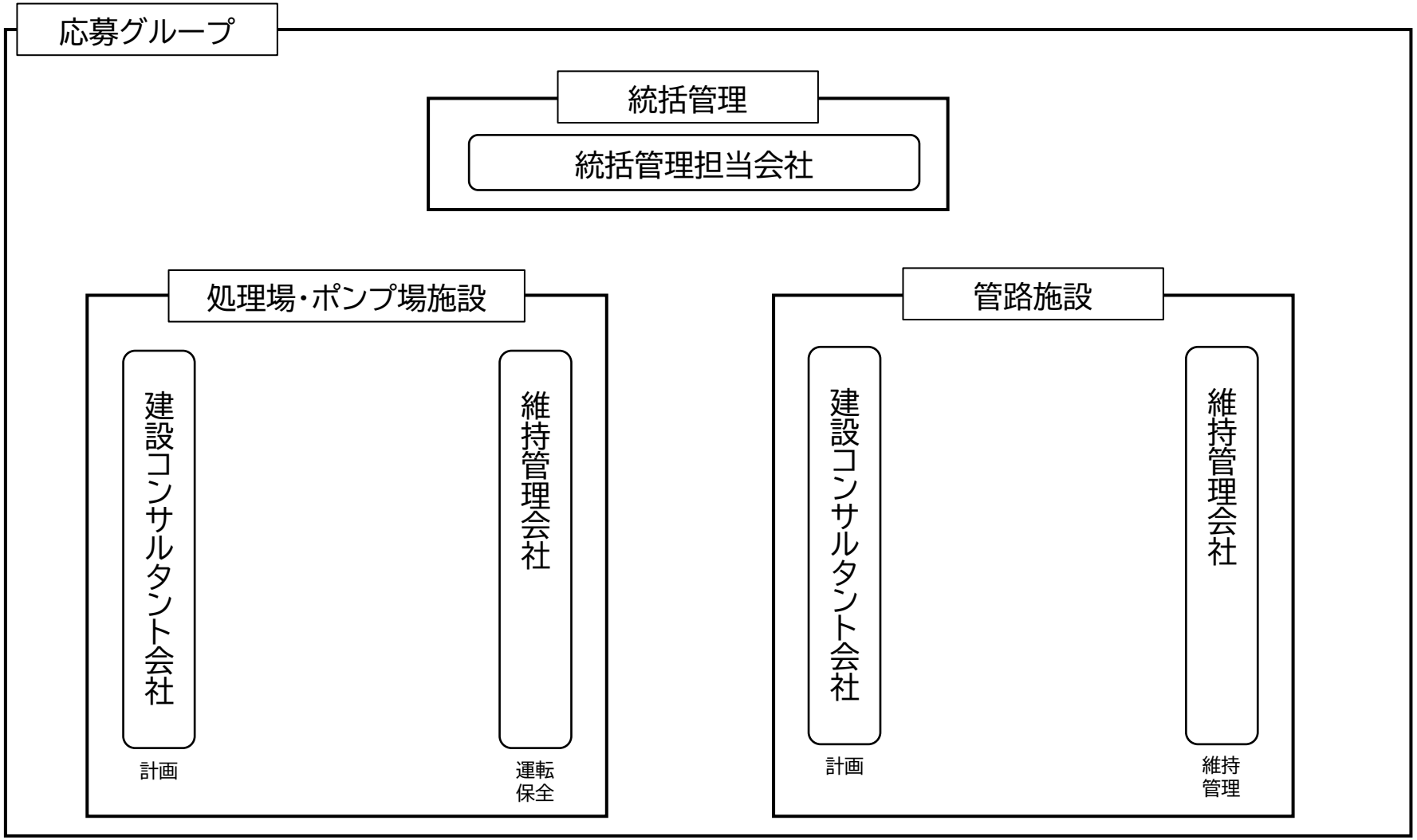


2. ウォーターPPPとは

（8）業務体制のイメージ

あくまで一例です。この限りではありません。

②更新支援型の場合



3. 市川市下水道事業の現状と課題

3. 市川市下水道事業の現状と課題

事業環境の視点

①下水道概成に向けて

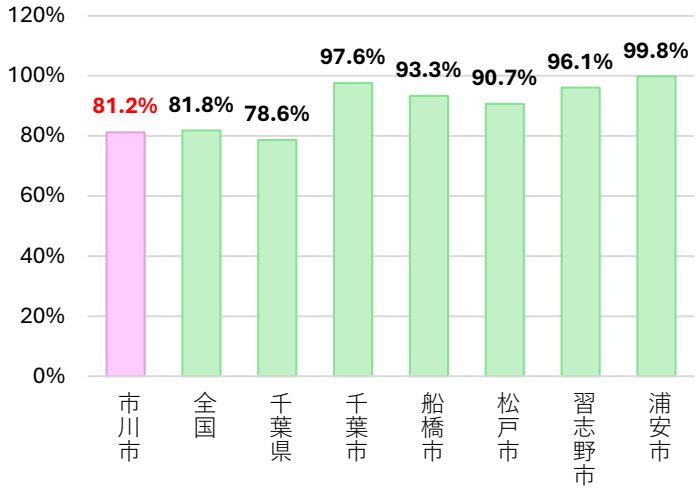
- 市川市では、令和14年度の下水道概成※に向けてデザインビルド方式を導入するなど、効率化を図りながら鋭意整備を進めています。

※下水道処理人口普及率97%を目標

- しかしながら、令和7年度末における市川市の下水道処理人口普及率は81.2%となっており、千葉県内では平均的な位置にあるものの、全国や近隣都市と比較すると低い水準にあります。

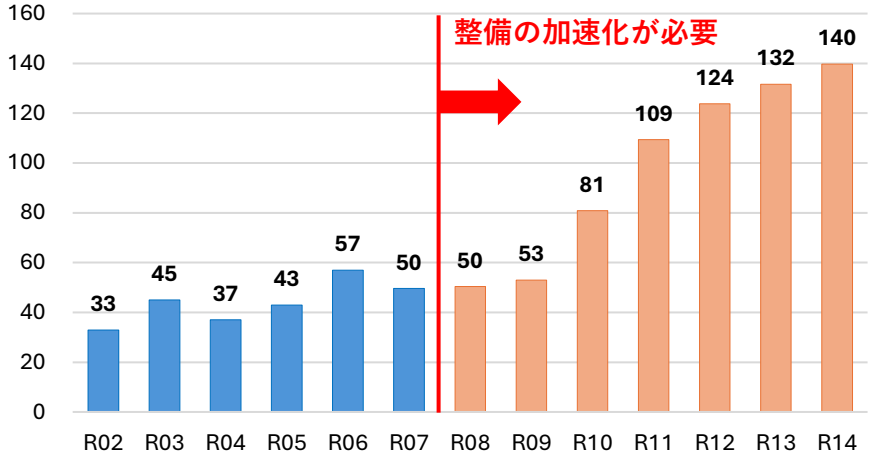
- 近年では平均して約40haの整備を実施していますが、下水道概成に向けて今後は100haを超える整備が必要となります。
- 限られた資源（人的・経済的）で目標整備量を達成するため、下水道事業全体での効率化・最適化が必要です。

下水道処理人口普及率



出典：日本下水道協会HP

下水道整備量（ha）



3. 市川市下水道事業の現状と課題

事業環境の視点

②菅野処理区の江戸川左岸流域下水道への統合に向けて

- 菅野処理区は、千葉県が管理する江戸川左岸流域下水道への統合が見込まれており、その際には菅野終末処理場の機能を停止することになります。
- 「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」（令和5年3月）では、統合に向けて中長期的な計画が示されており、市川市においても統合を見据えた菅野終末処理場の維持管理や改築更新を進めていく必要があります。



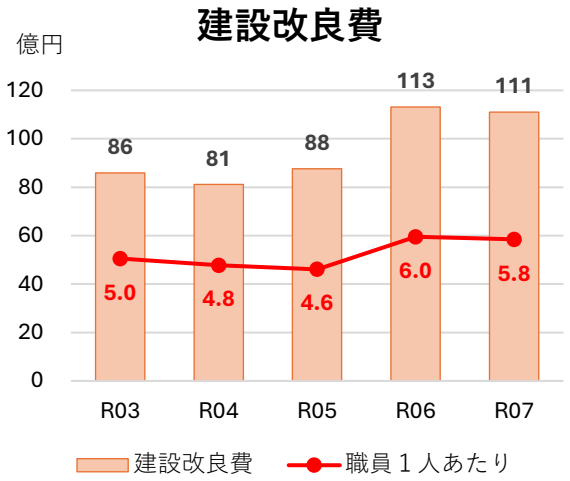
出典：市川市下水道中期ビジョン（平成26年3月）

3. 市川市下水道事業の現状と課題

執行体制【人】の視点

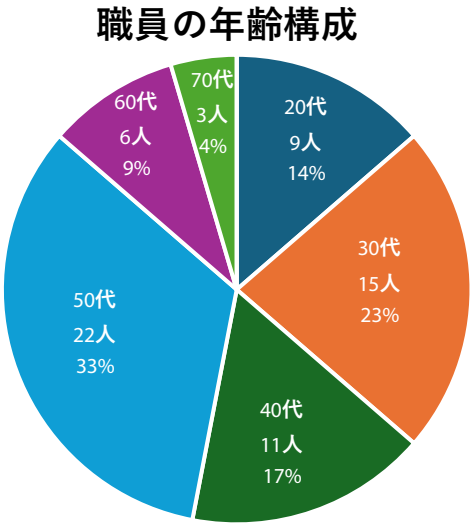
①執行体制の確保

- 市川市下水道事業は、下水道経営課、下水道建設課、河川・下水道管理課の3課で運営されています。
- 近年は、未普及対策、浸水対策、地震対策、老朽化対策等の事業を進めており、今後も多くの業務量が見込まれてます。
- 年間300件程度の住民対応が発生しており、管理施設の増加や施設の老朽化等により、今後も増加していくことが想定されます。
- 下水道サービスレベルの維持・向上のため、適切な執行体制の確保が必要です。



②技術継承

- 下水道職員の約半数が50代以上となっています。
- 近い将来に急激な組織の若年齢化が懸念されることから、下水道事業運営に関する確実な技術継承が必要です。



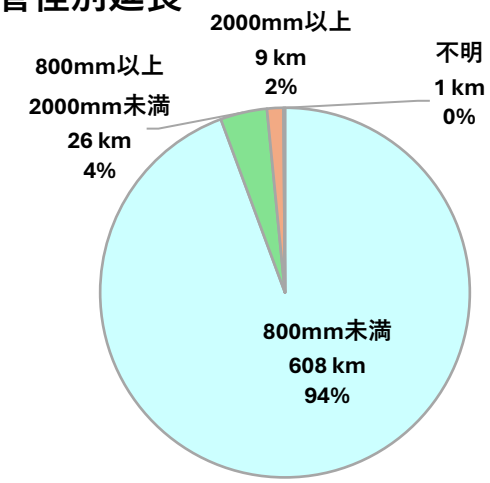
3. 市川市下水道事業の現状と課題

保有資産【モノ】の視点

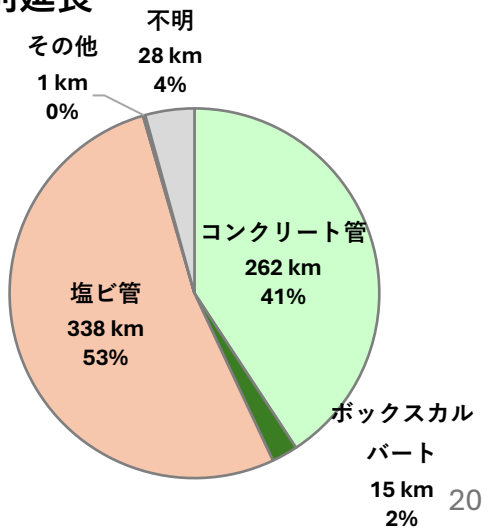
①管路施設

- 市川市の下水道管路施設は昭和36年度から整備が開始され、昭和後期～平成初期をピークとして令和7年度末現在では約644kmを有しています。
- 標準耐用年数である50年を経過する施設として合流管約65kmを有しており、菅野処理区を対象として、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査、改築・更新を実施しています。
- 今後10年間で汚水管も標準耐用年数を超過し始めることから、計画的に老朽化対策を進めていく必要があります。

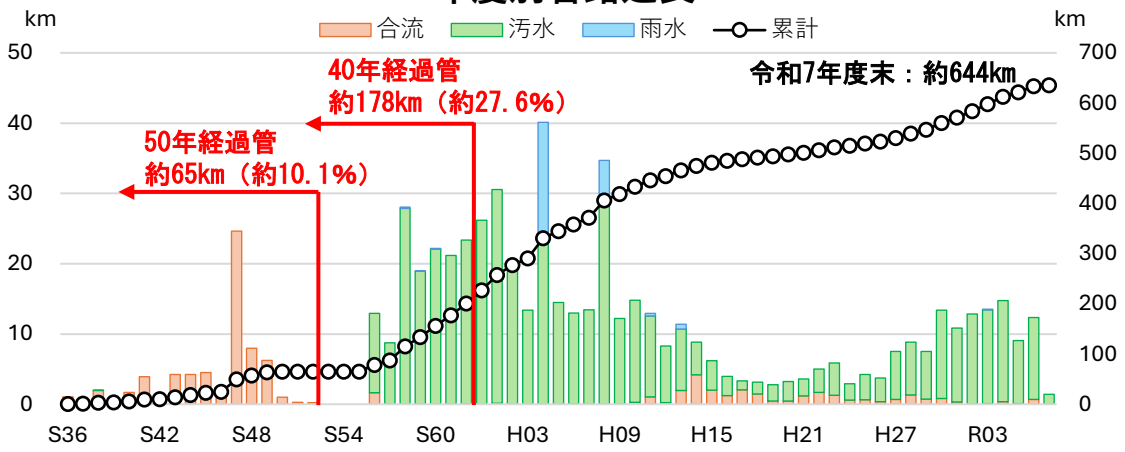
管径別延長



管種別延長



年度別管路延長



3. 市川市下水道事業の現状と課題

保有資産【モノ】の視点

②ポンプ場施設

- 市川市のポンプ場施設として、合流：2ポンプ場、雨水：10ポンプ場（建設中の市川南ポンプ場を除く）の計12ポンプ場を有しています。
- 供用開始から50年を経過する施設もあることから、ストックマネジメント計画に基づいて改築更新が実施されています。

③処理場施設

- 市川市の処理場施設として、昭和47年度に供用を開始した菅野終末処理場（合流）を有しています。
- ストックマネジメント計画に基づいて機械・電気設備の改築更新が実施されていますが、江戸川左岸流域下水道への編入後は廃止が予定されていることから、流域編入を見据えた老朽化対策が必要です。

●ポンプ場施設

施設名	排除区分	現有施設能力（m3/min）	竣工
真間ポンプ場	合流	晴天日 7.20 雨天日 110.40	S47
菅野ポンプ場	合流	晴天日 21.60 雨天日 189.60	S41
河原ポンプ場	雨水	123	S46
本行徳ポンプ場	雨水	270	H02
押切ポンプ場	雨水	229	S44
香取ポンプ場	雨水	116	S47
欠真間ポンプ場	雨水	248	S61
相之川第1ポンプ場	雨水	46	S49
相之川第2ポンプ場	雨水	80	H20
新井ポンプ場	雨水	498	H01
妙典ポンプ場	雨水	534	H07
市川南ポンプ場	雨水	-	R09予定
大和田ポンプ場	雨水	1,177	H29

●処理場施設

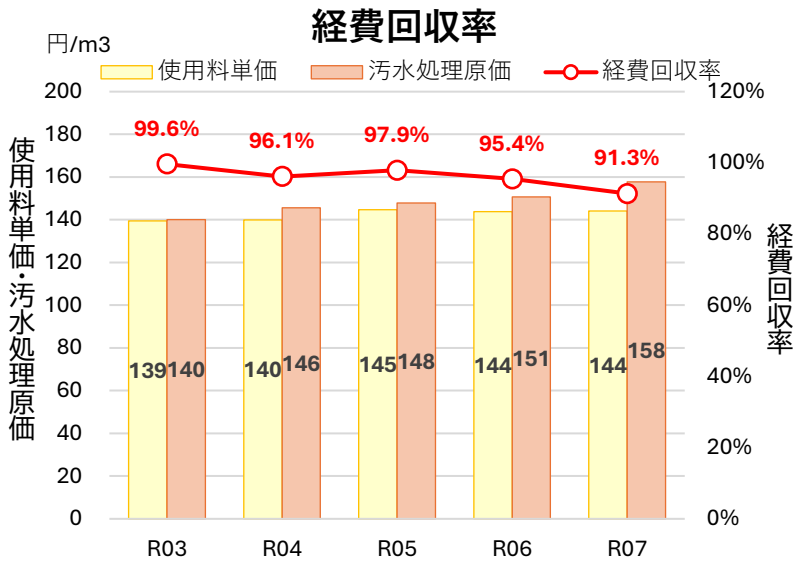
施設名	排除区分	現有施設能力（m3/日）	竣工
菅野終末処理場	合流	晴天日 16,320 雨天日 23,460	S47

※標準活性汚泥法

3. 市川市下水道事業の現状と課題

財務状況【カネ】の視点

- 近年の経費回収率は100%に近い水準にあるものの、令和3年度以降は100%を下回っています。
- 使用料単価は概ね横ばい傾向となっていますが、汚水処理原価は増加傾向にあり、物価上昇等の影響が表れています。
- 収支の均衡をとるための財源確保の他、汚水処理費の低減に向けた取組が必要です。



情報管理【情報】の視点

- 下水道台帳は平成29年度に電子化されており、令和7年度には施設情報と維持管理情報を一体管理するためのシステム改修が完了しました。しかしながら、管渠の管種や施工年度に不明データも多くあり、維持管理業務を通した現場情報からこれらを補完する取組が必要です。
- 一方で、処理場・ポンプ場施設の設備台帳は整備されておらず、地方公営企業法適用のための固定資産調査時に作成した固定資産台帳をもとに台帳情報を管理しています。施設情報と維持管理情報が一体的に管理されていないことから、電子化を含めて今後のあり方を検討する必要があります。

3. 市川市下水道事業の現状と課題

課題のまとめと対応策

➢ ウォーターPPPの導入により各課題の解決を図ります

視点	項目	課題
事業環境	下水道概成	下水道処理人口普及率は81.2%であり、全国や近隣都市と比較すると低い水準にある。
	菅野処理区の江戸川左岸流域下水道への統合	統合を見据えた菅野終末処理場の維持管理や改築更新を進めていく必要がある。
執行体制【人】	執行体制の確保	今後も多くの業務量や住民対応が想定される中で、下水道サービスレベルの維持・向上が必要である。
	技術継承	近い将来に急激な組織の若年齢化が懸念されるが、下水道事業運営に関する確実な技術継承が必要である。
保有資産【モノ】	管路施設	現有の約649kmのうち、標準耐用年数を超過する合流管が約65km(10.1%)ある。今後10年間で汚水管も標準耐用年数を迎え始めることから、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策が必要である。
	ポンプ場施設	現有の12ポンプ場には、供用開始から50年を経過する施設もあり、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策が必要である。
	処理場施設	統合を見据えた菅野終末処理場の維持管理や改築更新を進めていく必要がある。
財務状況【カネ】	経費回収率	近年は汚水処理原価の増加に伴い、経費回収率が100%を下回っている。財源確保及び汚水処理費低減の取組が必要である。
情報管理【情報】	台帳管理	管路台帳は電子化されており、令和7年度には維持管理情報との一体管理が可能となる見込みである。一方で、設備台帳は整備されていない。

ウォーターPPPの導入効果

●事業環境

➢ 維持管理及び老朽化対策を官民連携して実施することにより、市職員が注力すべき業務に注力することが可能

●執行体制【人】

➢ 官民連携により十全な執行体制の構築が可能

➢ 官民双方向での技術継承が期待できる

●保有資産【モノ】

➢ 民間企業のノウハウ活用により効果的な施設管理が可能

●財務状況【カネ】

➢ 民間企業のノウハウ活用による効率的な施設管理により汚水処理費の低減が期待できる

●情報管理【情報】

➢ 維持管理情報の蓄積により、維持管理情報を起点とした施設管理計画の策定が可能

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

(1)基本的な考え方

- 市川市下水道事業においても、現状分析により抽出した課題(事業環境・人・モノ・カネ・情報)に対応するため、ウォーターPPPの導入を考えています。

●市川市下水道事業が抱える課題

事業環境	・下水道概成 ・菅野処理区の流域編入
カネ	・経費回収率の向上
人	・執行体制の確保 ・技術継承
情報	・台帳管理 (維持管理情報と一体管理)
モノ	・施設の老朽化 ・流域編入を見据えた改築更新

- ウォーターPPPの導入により、官民連携した執行体制を構築することで維持管理や改築更新を含めた老朽化対策事業の効率化を図ります。
- 各処理区・各施設の現状や将来見通し、施設特性等を踏まえて、今回の市川市下水道事業ウォーターPPPにおける対象施設や事業類型を設定します。

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

対象施設と事業類型

(1)菅野処理区(1/3)

①管路施設　※本管、マンホール、マンホール蓋、公共桝、取付管を含む(以降、「管路施設」は同義)

- 処理区内の**約98%**にあたる**約65km**が標準耐用年数である50年を超過しています。ストックマネジメント計画に基づき調査・改築を実施しており、当面は**調査・改築を継続する**ことから業務量を確保可能であると想定されます。

⇒**更新実施型**が想定される

②マンホールポンプ(雨水)

- 現在は単年での保守管理委託による管理を行っています。雨水施設であるため、雨天時における**リスク分担**に注意が必要です。
- 全5箇所と数が少なく、大規模な事業とはならないことから、**職員負担の軽減**を目的としてウォーターPPPの業務範囲に含めることが効果的であると考えられます。

⇒**更新実施型**が想定される

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

対象施設と事業類型

(1)菅野処理区(2/3)

③ポンプ場(合流)

- 現在は3年工期の長期継続契約として民間委託による運転管理を行っています。合流のポンプ場であり、性能発注とする場合には特に雨天時の運転管理について**リスク分担**に注意が必要です。
- 菅野ポンプ場は江戸川左岸流域下水道への統合が計画されていることから、当面は改築更新で管理していきます。
- 真間ポンプ場も具体的な改築計画はないものの、供用年数を考えると同様の状況でるといえます。
- そのため、**改築工事は市がコントロールする**ことが効果的であると考えられます。

⇒**更新支援型(雨天時の運転管理は仕様発注による)**が想定される

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

対象施設と事業類型

(1)菅野処理区(3/3)

④処理場(合流)

- 現在は3年工期の長期継続契約として民間委託による運転管理を行っています。合流の処理場であり、性能発注とする場合には特に雨天時の運転管理について**リスク分担**に注意が必要です。
- 菅野下水処理場は江戸川左岸流域下水道への統合が計画されていることから、当面は改築更新で管理していきます。
- そのため、**改築工事は市がコントロールする**ことが効果的であると考えられます。

⇒**更新支援型(雨天時の運転管理は仕様発注による)**の採用が想定される

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

対象施設と事業類型

(2)江戸川左岸処理区(1/2)

①管路施設

- 標準耐用年数である50年を超過する施設はありませんが、処理区内の**約20%**にあたる**約110km**が**40年以上**を経過しています。
- 菅野処理区を優先して管路内調査を進めていることから、本処理区の計画的な管路内調査は実施されていないため、将来的な**職員負担の軽減**を目的としてウォーターPPPの業務範囲に含めることが効果的であると考えられます。

⇒**更新支援型**が想定される

②マンホールポンプ(汚水)

- 全11箇所と数が少なく、大規模な事業とはならないことから、**職員負担の軽減**を目的としてウォーターPPPの業務範囲に含めることが効果的であると考えられます。

⇒**更新実施型**が想定される

4. 処理区ごとに想定されるスキーム(案)

対象施設と事業類型

(2)江戸川左岸処理区(2/2)

③ポンプ場(雨水)

- 雨水施設であるため、雨天時の運転管理について**リスク分担**に注意が必要です。
- 昭和40年代に整備された古い施設が多く、ストックマネジメント計画において**躯体を含めた大規模な改築**が計画されている施設もあるため、当面の事業量は確保可能です。
- 一方で、**大規模な施設**が多く、**住民の生命や財産に直結する**施設であることから民間委託の範囲に含めるには**リスクが大きい**と考えられます。

⇒**更新支援型(雨天時の運転管理は仕様発注による)**を想定または**対象外**

(3)西浦処理区

①管路施設

- 30年を経過する施設がないため、**当面は計画的な調査等に着手する方針はなく**現行の維持管理を継続する見込みです。

⇒**対象外**　※ただし、苦情要望対応等の一部業務は含む

5. 本市が想定しているスキーム(案)

5. 本市が想定しているスキーム(案)

(1)対象処理区・対象施設等(案)

現時点での想定です。
今後の検討により内容を変更する可能性があります。

◆対象処理区

主に供用開始から50年以上が経過し、老朽化対策が急務である**菅野処理区**を対象とすることを考えています。

◆対象施設

対象処理区の**管路施設**を対象とすることを考えています。

⇒約66.4km(本管・マンホール・マンホール蓋・桝・取付管を含む)

◆対象期間

ウォーターPPPにおける原則の事業期間である**10年間**とします。

◆事業類型

維持管理を中心とした類型である**更新支援型**とすることを考えています。

5. 本市が想定しているスキーム(案)

(2)想定業務範囲

現時点での想定です。
今後の検討により内容を変更する可能性があります。

- 今回の市川市下水道事業ウォーターPPPで更新支援型の場合の想定業務範囲として、以下に示す業務からパッケージを検討します。

●:業務対象範囲に含めることが想定される
ー:業務対象範囲に含めることが想定されない

業務名		定義	更新支援型
統括管理業務		各業務の一元的な管理	●
維持管理	計画策定業務	構想、法定計画(事業計画等)の策定	ー
	営業業務	受付業務、検針、調定・収納、使用料の滞納整理等	ー
	住民対応業務	下水道施設に起因する道路陥没、詰まり等の苦情要望受付、対応	●
	運転管理業務	設備の運転及び監視操作	ー
	水質検査業務	運転管理上要求される水質及び汚泥等の検査	ー
	汚泥処理業務	業務上発生する汚泥の収集・運搬、処分	ー
	ユーティリティ等調達業務	電気、ガス、各種燃料、薬品等業務上必要な物品調達	ー
	清掃業務	清掃業務(清掃業務に伴う汚泥の処分を含む)	●
	点検業務	巡回、保守点検、定期点検、法定点検等業務上発生する点検	●
	調査業務	更新計画案作成のための調査	●
	修繕業務	計画修繕、突発修繕、緊急修繕等業務上発生する修繕	●
更新	更新計画案作成業務	点検や調査結果を踏まえた更新計画案作成業務 (管理者の承認を経てそのままストックマネジメント計画になりうるもの)	●
	CM業務	コンストラクションマネジメント方式により、発注者の更新業務を支援	ー
	詳細設計業務	更新対象施設の詳細設計業務	ー
	更新工事業務	詳細設計に基づく施設の更新工事	ー
その他	文書管理業務	維持管理記録等の業務に関するデータの記録作成、報告、管理	●
	台帳更新データ作成業務	委託者が保有する台帳システムへの更新データ作成	●
	災害対応業務	発災時の緊急対応、発注者への協力	●

5. 本市が想定しているスキーム(案)

(2)想定業務範囲

現時点での想定です。
今後の検討により内容を変更する可能性があります。

➢ 前頁の「統括管理業務」とは、以下のような業務を想定しています。

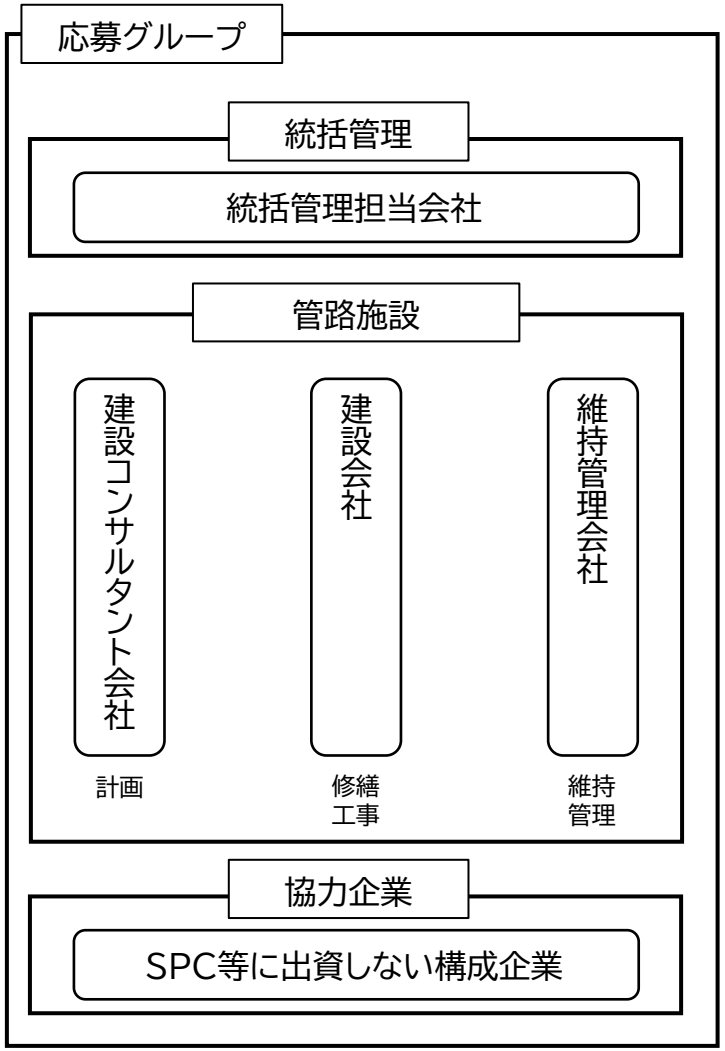
項目	内容	概要
業務の一元管理	一元的な業務管理	意思決定、リスク管理、法務・労務管理、各種事務作業、各企業との連携・調整等
	官公庁との協議及び関係法令等に基づく手続き	業務遂行上必要となる届出や手続き
受託者間の調整	各種会議の開催	定例会議、工程会議など
	関係機関との調整	業務遂行上必要となる関係機関との調整
工程管理	業務計画	年間・月間業務計画の作成・報告
	定例会議	定例会議、工程会議など
管理者の履行確認の対応	履行確認の対応	各業務の進捗確認・報告
	検査対応	委託者による検査への対応
	提案事項への対応	提案事項の進捗確認・報告
セルフモニタリング	実施計画書・報告書の作成	
	継続的改善	
事業管理	予算・実施費用等の管理(業務間での数量調整を含む)	年度別の業務遂行状況の確認、予算超過の場合における数量・予算調整の協議対応
	インフレスライド・契約見直し対応	必要性の確認、協議対応
住民への広報活動・情報公開	催事イベント等への広報活動	イベントへの参加等
	住民への周知文書等の作成・配布	業務遂行上必要となる周知文書の作成等

5. 本市が想定しているスキーム(案)

(3)業務体制のイメージ

あくまで一例です。この限りではありません。

想定スキームの場合(主に菅野処理区の管路施設を対象とした更新支援型)



- 業務が多岐にわたることから、1社単独ではなく、複数社で応募グループを組成することが想定されます
- 管路施設が対象であり、主な業務範囲が点検・調査や修繕工事、住民対応等となるため、地元企業を含めた応募グループの組成が想定されます
- 左記の例では、更新計画案作成業務を担当する業種として建設コンサルタント会社を挙げていますが、他業種で対応できる場合は応募グループの組成が変わる可能性があります
- 統括管理担当会社には、市との連絡・調整や業務全体の進捗管理、グループ内の会社のとりまとめ等を行っていただくことを想定しています

6. マーケットサウンディング調査

6. マーケットサウンディング調査

(1)調査の目的

- 現時点で市川市が想定している市川市下水道事業ウォーターPPP(以下、「本事業」)の事業スキームに対して、以下のような項目について民間企業の意見を収集し、今後の検討の参考とさせていただきます。

①本事業に対する民間企業の関心等について

②本事業の想定業務範囲に対する要望・提案等について

③本事業に対する民間企業の懸念点について

④本事業における管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件に対する民間企業の要望・提案等について

⑤その他本事業に対するご意見等について

など

アンケートへの御協力をお願い致します。

7. 今後のスケジュール

7. 今後のスケジュール

今後のスケジュール(想定)

R8

- 市川市下水道事業ウォーターPPP事業スキーム案の検討
- 地元企業説明会
- マーケットサウンディング調査の実施
- 市川市下水道事業導入方針の決定
- 公募資料(募集要項、要求水準書、契約書等)の作成
- 公募開始に向けた庁内調整等

R9

- 公募開始
- 事業者選定
- 業務引継ぎ期間
- 事業開始(事業期間:10年間)

R10～